

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 29 年 2 月 日

厚生労働大臣 殿

株式会社 ランディワーカー
(ふりがな) あだち せいけん

②届出者 氏 名 代表取締役 安達盛一 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-308457
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ らんदैわーかー 株式会社 ランディワーカー
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒103-0024 電話 03 (5651) 7360 とうきょうと ちゅうおうく にほんばし こぶなちよう 東京都中央区日本橋小舟町8番14
⑥適用開始・変更予定日	29 年 4 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表A通り
⑧備 考	総務課：引地 瑞恵 090-2405-3276



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-コ-308457

株式会社 ランディワーカー

東京都中央区日本橋小舟町8番14

事業所の名称及び所在地 日本橋三越前アムフラット壱番館 301